

平成26年度 第2回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成26年5月26日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成26年度 第2回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成26年5月26日（月）
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實
4番 柳葵 5番 井阪晴美 7番 梶谷廣美 9番 井手上治己
10番 尾家富千代 11番 井阪征郎
以上9名出席
- 欠席委員 6番 中林敬 8番 西山一高
以上2名欠席
- 事務局員 事務局長 松本嘉文
事務局員 下西修造 門谷 佳彦 垣内 宏樹
- 関係者
- 議事事項 議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。予定の時間となりましたので、平成26年度第2回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本日の委員会でございますが、出席委員9名、欠席委員2名、欠席委員、6番、中林委員、8番、西山委員となっております。

高野町農業委員会会議規則第9条により、規定数を超過しておりますので、本日の委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは開会に当たりまして、事務局長より御挨拶いたします。お

事務局長

おはようございます。お忙しいところ、御参集いただきましてありがとうございます。本日は議案が1件、報告が1件となっております。御審議のほどよろしく願いいたします。

それと、町長にも御挨拶をお願いしていましたが、ちょっとほかのことと重なってございまして、来月にはぜひここで御挨拶をしていただくように段取りしますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございます。

続きまして、審議に入らせていただきます。

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員でございますが、事前に議長より御指名をいただいております。本日の署名委員につきましては、7番、梶谷委員、9番、井手上委員をお願いいたします。

続きまして、議長の選出でございますが、高野町農業委員会会議規則第8条により、当委員会の会長となっておりますので、井阪会長、議事進行をお願いいたします。

井阪（征）議長

それでは、ただいまより平成26年度の第2回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

議案に入らせていただきます。議案第4号、農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第4号、農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第32条第1項の規定による届け出があったので、審議願いたい。

平成26年5月26日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

次のページに所在地が載っておりますのでごらんください。農地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇番〇、地目が登記、現況ともに田となっております。農振区分については農用地内でございます。

面積につきましては、今回842平方メートルの内90平方メートルでございます。

申請人の住所及び氏名につきましては、伊都郡高野町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、転用の目的としては、個人の農林用施設、農業用倉庫、建築面積48.6平方メートル、平家建ての建築となっております。

隣接農地の同意としましては、〇〇氏より同意書を提出していただいております。

位置図につきましては、3ページ目以降に赤のラインの入った場所が当該地でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第1項第8号に、農林水産省令に定める場合は、この限りではないとなっております、通常の農地法第4条の転用の例外許可となっております。

省令に定める基準であれば、農地転用の許可をとらずに今回のように、同法施行規則第32条第1項の項目中に、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全、もしくは利用の増進のため、またはその面積2アール未満に限るものについては、その者の農作物の育成もしくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合に該当するという事になっておることから、今回の面積は2アール未満であることと、本人が自己の所有地において、農業の目的を達成するために建築するものであるため、同法第4条の第1項の例外規定となったため、届け出となっております。

以上で、御審議をよろしくお願いいたします。

井阪（征）議長

ただいま、事務局より説明ありましたが、御意見、御質問ございませんか。

各委員

（「異議なし」の声あり）

井阪（征）議長

御意見なければ、議案第4号について可決といたします。

続きまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、農地法第3条の3第1項の規定について農林水産省令で定めるところにより、別紙の農地について届け出があったので報告します。

平成26年5月26日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

次のページに、今回の届け出につきましては、農地法第3条関係による相続による農地の取得による届け出でございます。

これは従前より届け出を受けて、事務局において内容の審査を行い、申請者に対して既に受理通知書を交付している分でございます。

農地の所在につきましては、最後のページでございますとおり、西富貴の3か所の農地で、それぞれ休耕地となっております。

権利の取得者としましては、和歌山市有家241番地15、松本政敏氏でございます。

以上の届け出が提出され、あっせんの希望等はなしの届け出が出ております。

以上で報告を終わります。

井阪（征）議長

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質疑等ございませんか。

無いようですので、報告第2号は以上とします。

以上で予定していました議案審議は全て終了しました。

その他の案件で何かございませんでしょうか。

井手上委員

9番井手上です。

今年度、改選となっている農業委員会の委員の定数について現在12名ですけれども、町議会議員の定数も次回から全町1区として定数10名と聞いております。

農業委員の定数も、既定の範囲内において減じてはどうですかということをご提案したいと思います。

井阪（征）議長

ただいま、井手上委員から提案がありましたが、農業委員の皆さんどうですか。

事務局（門谷佳彦）

補足でございます。

当町の農業委員会に関する条例の中で、農業委員の定数を定める条例の中で、まず一つに選挙委員による定数は、現在8名の定数を予定数として条例としてなっております。

推薦委員については、議会推薦に関する定数に定める条例においては2名の定数となっております。

その他団体等における定数の分につきましては、農業協同組合1名、農業共済組合1名となっており、定数につきましては選挙委員が8名、推薦委員

による合計が4名、併せて12名の定数となっております。

ここ数年でございますが、既に定数を割っておる状態が長いこと続いているところでございます。

井手上委員の言われるとおり、これからもふえることがなかなか農地の面積等が減少することや、後継者不足になってくるので、少なくなってくるのではないかと思うんですが、皆さんまた御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

井阪（征）議長

ただいま事務局より説明がありました、皆さん御意見どうぞ。

推薦委員が4名ということで、町議会議員の推薦が2名、議会推薦、推薦というか共済というか農協関係から2名の推薦。他にご意見等ございませんでしょうか。

柳委員

4番柳です。

定数の決まりは、条例以外あるのか。

事務局（門谷佳彦）

農業委員会等に関する法律の中で、選挙委員の人数が推薦委員の人数が選挙による定数を上回ったらだめよという理由はあります。それ以外については特段ないんですが、一応高野町の基準でいきますと選挙委員については20人が上限という上限の設定のほうしか法律上では決められておりませんので、それよりは以内におさめているというのが現状なんです、今さっき言われたみたいに議会の定数と合わすという話になると、総数を10というふうに見たときに、各農協さん、各共済さん、議会のほうについてはそのままの数字を維持させていただいて、選挙による定数だけを現時点で2名減にする8から6にして10という方法も一つはあります。

下名迫委員

3番下名迫です。

定数を減らした場合、どの地区で減らす予定なのか。

事務局（門谷佳彦）

最終委員の定数を減らしたときに、一旦、また皆さんが今おもちになられてる担当区域を再編する必要が絶対出てくるわけです。

それは最終的に定数が、今8を6に借りにした場合に、今度選挙委員、推薦委員も含めて皆さんでもう一度、ここの部分の担当区、減った部分についてどう補うかということをお話していかんということは何と多少あります。

一番いいのは地元の委員さんが、地元の担当区をするのが一番わかりやすく効率もいいかと思うのですが、何せ筒香も上筒香にも人間がほとんど集中してしもてる感じがあって、中筒香・下筒香に関しては選挙人名簿にも登

載できる人間がほとんどいてない。

要は選挙人名簿に登載してない人というのは物理的に農業委員になれないということになってしまうので、現状になると上筒香ぐらいしか今のところは筒香ではないですかね。

細川のほうでは、今まで新谷さんがおった部分については、井手上さんが今のところカバーをしてもらって、プラスしてそこに西郷の部分も追加でやっていただいているところなんですけれども、西郷のほうにも、一応選挙人名簿には何人かの名前が載っておるんですけれども、なかなか皆なるっていう人も少ないということで、同じことが花坂、富貴も含めて多分、全体的に皆さんにもなっていておるといふか半強制的みたいになってもうてるというのが現状は現状なんですけれども、その分も含めた上で区画を割りなおさないといかんのですけれども、ただ、高野山の委員さんが下筒香まで行くとか、西富貴の人が下筒香や上筒香まで行くというのは物理的に無理なので、その辺を近いところでうまいこと調整をするのか、またその辺を皆さんとお話をして決めたいかと思うんですけれども、もし仮に減ったという案が出たらなんですけれども、まだ具体的にどこの地区で何人減らすというは一応ないんです。全体的な枠でこんな感じで減らす案はどうですかということなんです。

井阪（征）議長

任期はいつまで。

事務局（門谷佳彦）

一応3年間が一つの区切りになりますので、今回の7月の統一選挙になると、ここから3年後ですから、平成26年7月20日からの3年間になりますので、29年の7月19日になるかな、3年が任期になりますので、まあ皆さんまだ若そうですしね、まだまだ現役でいけるかなと。確かに、余り欠員のまま置いておくと皆さんいろいろな都合で出席できないときに、もし仮に重なってしまうと、せっかく高野まで来ても過半数の分がなかったら一応議決できないということに一応規則上なってますので、きょうは来ましたが散会いうてすぐ帰ってもらうパターンになってしまうこともあるのと、あとやっぱり担い手さんが少ない、これが一番の問題が出てくるんですけれども、その中でなかなか難しいところがあって、そういうことは国から女性の農業委員さんはできるだけ登用するよというふうに農水省からの指示もあるということと、そんなも含めた上で、逆に女性で選挙委員さんいてますかっていうと逆にそっちのほうがかっとハードルが上がってくるというふうになってくるパターンが非常にどうしたらええかなというのが今、問題、問題で今、国のほうでは、前に一度ここで農業委員会のあり方のアンケートというのを議案で2月か1月か3月の間に、皆さんにちょっとお話をさせてもうたときだったと思うんですが、全国的に推薦による委員さんというのは

ある程度確保できるんです。だけれども選挙の委員さんというのは、なかなか確保できないのが、どこの自治体さんの農業委員会も多いんですけれども、それをちょっと見直すのも1つとちゃうのというのが農業会議とか全国農業会議所の呼びかけで、例えば大学の先生であるとかそういうふうな人に特別な推薦枠をもって入れるとか、弁護士とかああいう農業とは全然かけ離れてるんですけれども、まあ一応行政処分をするのが、団体だったらそういう公的意識をもった人とかというのも加えてはどうですかねかっていうのを今、農水省さんと話をしとるみたいなんですけれども、それはここ1年、2年で結論の出る話ではないというのは農業・・・のほうも言っておるんですけど、その中でうちのほうでも、8名おる委員さんを今、一応マイナス1で運営はさせてもらってるんですけれども、なかなか西山一高委員さんもここ数カ月ほど、ほとんど出席できてへんほど体調のほうに余り好ましくないというしております。そうすると、次の改選のときに出てくれるのかなという不安も多少なりもあったりとかすると、ちょうど見直しの機会なので、定数をちょっと動かすのも一つかなと。議会議員さんにあわすというのもということで提案をいただいていたみたいなんです。その他の案件です。

お手元に、日々安全命にかえるものはなし2014年農作業安全確認運動のシールと書いた資料をお配りしております。

毎年、農作業の事故防止の啓発として、安全に努めていただくことを周知して、お配りをしておるところでございますので、担当局におかれましては、枚数に限りがありますので、そんなに枚数はありませんので、地区の農業者さんにこれを貼って事故がないように努めていただくようにしてくださいと啓発のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

井手上委員 9番井手上です。

全体的に見ると、町会議員さんでも10人やし、周りを見たらね。対象が少ないわけやろう、やっぱり農業をやっているというのが対象やから周りからな。そやから本当に議員さんより多いというのが現実的に考えたらおかしいかなと思うけれども、私も最低でも10人、それ以下でも別に構わへんかなと思うけれどもね。10人以上おるということになってたらおかしいんとちゃうんかいなと。よそでも大体議員さんよりは少ないんとちゃうんかいなと思いますので。

事務局長 井手上委員さんが言われたみたいに、御了解いただけましたら6名ぐらいかなと、事務局のほうでは考えとる次第なんです。

井阪（征）議長

皆様他にご意見等ありませんでしょうか。

それでは、本案件について、定数を2名削減する案について、採決を取り

たいとおもいますので、賛成の方は挙手ねがいます。

各委員 (全員「挙手」)

井阪(征)議長

全会一致となりましたので、定数削減内容について、事務局にて手続きよろしくをお願いします。

事務局長 それでは、6月議会に上程する手続きを行います。

井阪(征)議長

ほかにございませんか。

なければこれをもちまして、第2回高野町の定例会を終わらせていただきます。

*****午前10時35分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成26年6月6日

会 長 _____

署名委員 7 番 _____

署名委員 9 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。